

テレビ機能付カーナビ等の受信料未払い

1 要旨

静岡市では、毎年11月に、市が所有・使用する庁舎や施設などの執務室に設置しているテレビ受信機（以下「テレビ」）や市が保有する公用車に設置しているテレビ機能付きカーナビ（以下「カーナビ」）の保有台数を調査し、翌年4月にNHKとの受信契約を締結しています。

2025年についても2024年の調査に基づき、執務室のテレビ739台分、公用車のカーナビ62台分について2025年4月に契約を締結し、受信料約654万円を支払いました。

その後、全国の自治体で、公用車のカーナビの受信料未払いが発覚し、問題となっていることから、改めて全庁的な調査を実施しました。

その結果、執務室のテレビ2台、公用車のカーナビ27台が未契約であることが判明しました。また、執務室のテレビ7台について、衛星放送が受信可能にも関わらず、地上波のみ受信可能と誤認し、地上波のみの受信契約を締結していたことが判明しました。

これらについて、すでにNHKに修正台数を報告しています。未払いの受信料は、未払い期間を通算して概算420万円程度を見込んでいます。

今後、NHKと協議し、契約台数や契約内容の変更、未払いの受信料の支払い手続きを進めていきます。

このようなミスが発生させないことが大事ですが、問題の本質は、業務上、特に必要がないテレビやカーナビを設置し、受信料を支払うこととなったことにあります。このため、必要のないものは設置しないように改めます。

2 調査結果

	契約済み(台)	未契約(台)	契約誤り※(台)	未払額(試算)	備考
テレビ	739	2	7	110万円	
カーナビ	62	27	—	310万円	《該当車両》 霊柩車、スクールバス 自主運行バス、 一般業務用車両 等
合計	801	29	7	420万円	

《参考》ナビゲーション付テレビの契約数62台（公用車の保有総数930台）

未契約の受信機29台（テレビ2台、カーナビ27台）における契約未締結の最長期間

➡ 執務室のテレビ…19年

公用車のテレビ機能付きカーナビ…15年

【次頁あり】

3 契約漏れの発生原因

(1) 執務室のテレビ

契約漏れの2台のうち、1台は未契約であることを認識していなかったことが原因でした。もう1台は、DVD再生用として使用し、受信可能であることを認識していなかったことが原因でした。

また、契約内容を誤った7台は、地上波のみ受信可能なテレビと誤認していたことが原因でした。

(2) 公用車のカーナビ

ナビゲーション機能のみを利用し、テレビを視聴利用していなかったため、受信可能であることを認識していなかったことやカーナビが受信契約の対象となる認識が不足していたことが原因でした。

4 今後の対応

現在、NHKと未払い額や支払い方法について、協議しているため、未払い額が確定したのち、支払い手続きを進めます。

5 問題の本質と再発防止策

(1) 問題の本質は、使う必要のないものを設置して、結果として受信料の支払いが必要と なってしまったことにあります。

(2) 現在、使用しているテレビやカーナビの中で、業務上必要のないものを撤去します。

(3) 今後、導入する公用車には、業務上特に必要がある場合を除きテレビ機能を取り付け ないこととします。

(4) 公用車の車検や定期点検などの情報を記載した「車両管理台帳」にカーナビの設置の 有無や受信の可否などの情報を加え、毎年調査の際に、公用車と台帳を照合し、確認 します。

担当：財政局 管財課 車両管理係 (054-221-1014)

管財課 庁舎管理係 (054-221-1035)